

○ 主文

原告の請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は、原告の負担とする。

○ 事実及び理由

第一 原告の請求

原告の所有する別紙物件目録記載の各土地（以下「本件土地」という。）に対する平成三年の固定資産課税台帳登録価格につき、被告が平成三年七月二二日付でした原告の審査の申出を棄却する旨の決定は、いずれもこれを取り消す。

第二 事案の概要

一 本件の概要

本件は、原告が、その所有する本件土地の平成三年における固定資産課税台帳の登録価格が高額であるとして審査の申出を行ったところ、被告がこれを棄却する旨の決定をしたことから、その審査手続が違法であると主張して右決定の取消を求めた事案である。

二 争いのない事実

1 原告は、福島県郡山市内に本件土地を所有している。

2 郡山市長（以下、単に「市長」という。）は、本件土地につき、平成三年（基準年度）における固定資産税の課税標準となる土地の価格を、別紙物件目録一記載の土地につき七二三四万九〇五六円、同目録二記載の土地につき四七五二万五一六二円、同日録三記載の土地につき七六万八〇〇〇円、同日録四記載の土地につき六四万三二〇〇円、同日録五記載の土地につき一一二八万九六〇〇円、同日録六記載の土地につき六三万〇九一八円、同日録七記載の土地につき一三万六九二八円とそれぞれ決定し、これらの価格を固定資産台帳に登録して関係者の縦覧に供した。

3 原告は、平成三年四月三〇日（以下、すべて同年であるからその表記を省略する。）被告に対して、右の各登録価格が不服であるとして審査の申出を行い、あわせて審査手続の方式として口頭審理を申請した。

4 被告は、口頭審理の期日を五月二二日午前一〇時から郡山市役所において開催する旨を決定し、同月一四日ころ、原告と市長にそれぞれ通知したところ、同月二一日、原告が差し支えを理由に七月一〇日以降への延期を申し立てた。そのため、被告は、同月二四日、第一回期日を同月二九日午前一〇時から郡山市福祉センターにおいて開催する旨を改めて決定し、その旨それぞれに通知したが、同月二七日、原告が諸般の都合を理由に書面審理への変更を申し立てたので、その申立を認めて本件審査手続を書面審理方式に変更した（なお、被告は、本件土地に関する案件を事案第一三号ないし第一六号に分けて立件した。）。

5 被告は、六月一五日、原告に対し、市長から提出された答弁書を送付するとともに、期限を同月二六日までと定めて弁ぱく書の提出を求めたところ、同日までに同書面の提出を受けた。その後、被告は、七月一〇日、原告に対し、市長の再答弁書を送付するとともに期限を同月一七日と定めて再弁ぱく書の提出を求めたが、同月一二日、原告が再答弁書に抗弁の必要を認めて弁護士への依頼を検討中であるとして提出期限を同月末日まで延期されたいとする申立を行ったために、同月一八日、同月二二日まで延期する旨を決定して原告に通知したが、右期限までに原告が再弁ぱく書を提出しなかったため本件の各審理を終結した。

6 被告は、平成三年七月二二日、各事案毎に、審査申出を棄却する旨を決定し（以下、併せて「本件決定」という。）、同月二六日、同月二四日付けの各決定書が原告に交付送達された。

三 原告の主張

被告における本件審査手続には次のような違法事由があるから、本件決定はすべて取り消されるべきである。

1 審査手続の違法

（一）原告は、被告に対して、審査の申出を行うにあたり、その審理方式として口頭審理によるべきことを申請したのであるが、その後、原告の意見を聴取せず被告が一方的に期日を指定したため不都合が生じて期日変更を申し立てたところ、変更期日も一方的に指定されたために支障が生じ、結果的に口頭審理への出席が不可能となった。そして、原告は、六月三日から同月一八日までの間、欧州へ渡航する予定であったので七月以降の期日指定を希望したが、かえって被告から遅くまで待てないので書面審理に変更するようにと教示されたので、止むなく書面審理への変更を申し立てたのである。また、固定資産評価審査委員会における審査手続が円

滑にして公平に実施されるためには、予め登録価格の決定権者から評価の根拠と資料の提出を求めて、これを審査申出人に交付・閲覧させておくことが必要であったにもかかわらず、被告は、そのような処置をとることをせず口頭審理の期日のみを一方的に指定してきたのである。このような被告の手續運営は、原告の口頭審理を受ける機会を実質的に奪うものであって違法というべきである。

(二) 原告は、市長の再答弁書の内容を検討した結果、本件審査手續において法律専門家の援助を仰がなければ有効適切な主張をなすことが困難であると判断し、再弁書く書の提出期限を七月末日まで延期することを求めた。ところが、被告は、原告の求めた期限までの延長を認めずに一方的に定めた提出期限が経過すると審理を終結して、審査の申出を棄却する旨の決定をしたのである。このような手續は、原告の弁書くの機会を実質的に奪うものであるから、右決定は取り消されるべきである。

2 審理不尽の違法

被告は、本件審査手續において、原告が本件土地の各登録価格が高額に過ぎる旨を明確に主張していたのであるが、市長の提出した答弁書には評価の具体的な根拠や資料を示していなかったにもかかわらず、評価の算定資料等を取り寄せることもなく本件決定を行っているのであり、明らかに審理不尽である。

四 被告の主張

1 固定資産評価審査委員会は、審査申出人に対し、その不服事由を明らかにできよう合理的に必要な範囲で、評価の根拠、方法、手順等を了知できるような措置を取るべきであるとされているが、本件において、被告は、市街地宅地評価法の概要、手順、方法及び本件土地にかかる標準宅地の位置、地積、地目、評点数、正面路線価、画地計算、一点あたりの価格、評価額の算出表などを明示することによって、固定資産評価基準に従って本件土地の登録価格が算出されていることの説明がなされている市長の答弁書を原告に送付しているのだから、原告は不服事由を明らかにするために必要な情報を了知できたはずである。また、固定資産評価の審査手續は、訴訟手續に類する側面があるとしても、あくまでその本質は固定資産税の適正、迅速な賦課徴収という公益目的の実現のための行政手續であるから、審査申出人と市町村長を対立当事者として位置づけて対等の立場で攻撃・防御を尽くさせる、いわゆる当事者主義的な構造を予定していない。本件においては、被告は、再弁書く書の提出期限をさらに延長したにもかかわらず、原告が再弁書くをしなかったことで、市長から提出された答弁書に基づき、当該宅地の評価が固定資産評価基準に従って適正に行われたか否か、その評価にあたり比準した標準宅地と基準宅地の間で評価に不均衡がないかどうかを審査し、その結果、その算定過程に合理性が認められたことから、さらに評価算定の資料を取り寄せることをせず審理を終結して判断したのである。したがって、被告は原告の弁書くの機会を奪っていないし、本件審査手續に審理不尽の違法はない。

2 被告において審査手續を口頭審理の方式で行う場合、原則として第一回期日は、まず市長側からの固定資産税の算定根拠の説明と、審査申出人からこれに対する質疑がなされるに止まり、その弁書くは次回期日以降に行われることが通常であったことから、第一回期日の指定には審査申出人の都合を予め聴取する運用を行っていない。そして、本件において、原告は、被告の二度にわたる期日指定にも特段の異議を申し立てなかったうえ、審理方式を自らの意思で書面審理に変更したのであるから、被告が口頭審理の機会を奪ったとはいえないはずである。

3 仮に本件審査手續に瑕疵が認められたとしても、軽微な瑕疵は取消事由にはならないし、それ以外の瑕疵であっても、制度の根幹に関わる重大なものを除いて、その瑕疵がなければ異なる結論に至る可能性があることを認められる場合に限って取消事由となるに過ぎない。そして、本件において、取り消しすべき瑕疵は存しない。

五 争点

1 審査手續の違法の有無

2 審理不尽の違法の有無

第三 当裁判所の判断

一 本件審査手續における違法性を判断するにあたり、まず固定資産評価審査委員会による審査手續の意義と性格等について検討する。

1 地方税法(以下「法」という。)は、固定資産の課税標準となる固定資産の価格は、適正な時価によるものとして(三四一条五号)、これを市町村長が決定して(四一〇条)固定資産課税台帳に登録し(四一一条)、関係者の縦覧に供しなければならない(四一五条)と定めている。その結果、固定資産の納税者が当該登録価

の主張するところを検討する。前示の争いの事実及び証拠（甲1ないし7の2、1、12、乙1ないし3の23、5ないし11）を総合すると、本件審査手続の経過について、次のような事実が認められる。

原告は、四月三〇日、被告に対して、固定資産課税台帳登録事項審査申出書を提出して本件土地につき審査の申出を行い、あわせて審査手続の方式として口頭審査を提出申請したが、その申出の趣旨を「固定資産評価額が大幅に上昇した理由が納得出来ぬ為」とし、その理由を「固定資産評価額が大幅に上昇は土地利用上適切な評価ではない為」と主張していた。そこで被告は、五月一四日、口頭審査の期日を五月二日午前一〇時から郡山市役所において開催する旨を決定して、原告と市長にそれぞれ通知するとともに、本件土地等に出向いて実地調査を行った。一方、この通知を受けた原告は、日程の調整を行ったが出席が困難であったため、同月二日に書面をもって、第一回期日の差し支えを理由に七月一〇日以降への延期を被告に申し立てた。そのため被告は、五月二四日、委員会を開催して協議した結果、三年度に一度の機会であるから審査申出人の権利を最大限に尊重するとともに、本件土地の出頭できない場合は代理人の出席も可能なものを積極的に働きかけるとし、改訂し、期日を同月二九日午前一〇時から郡山市福祉センターにおいて開催する旨を改訂し、同日付の審査方法変更願を提出して、諸般の都合を理由に書面審査への変更を申し立てたことから、同月二九日、被告は、その申立を認め、本件審査手続を書面審査方式に変更することと決定した。そのうえで被告は、同月三一日、市長に対し、提出期限を六月一〇日までとする答弁書の提出を求め、文書を発し、同月一四日、市長から答弁書の提出を受けたが、それには固定資産評価基準に従って土地の評価を行うとして一般的な評価方法の概略が説明されたうえで、本件土地の評価につき、同一の状況類似地区に属する標準宅地を挙げて、その適正な時価を評点の数をもつて、明らかにし、これとの比率から本件土地の評点、数を評定した旨の算定過程が明示されていた。そこで、被告は、同月一五日、原告に対し、右答弁書を送付するとともに、併せて書面の提出期限を同月二六日と定めて通知したところ、そのころ有るとともに税制調査のために欧州へ渡航中であつた原告は、同月一八日に帰国すると、地価公示価格や相続税路線価などと比較して固定資産税評価額の上昇率が著しいことを具体的に数字を挙げて主張し、評価額上昇の根拠が明示されていないなど、市長の答弁書を強く批判する内容の、併せて書面を作成して同月二六日に提出した。被告は、同月二九日、市長に右答弁書を送付して七月九日まで再答弁書の提出を求めて、期限までにその提出を受けたが、再答弁書では、地価公示価格等とは各々の制度により目的や調査時点が異なるため、固定資産評価額の上昇率と一致するものでなく、また単年度だけの上昇率の比較は失当であるなどとして、原告の併せて内容の当否のみが論じられており、当該評価に関する積極的、補充的説明がなされていなかった。そして、被告は、同月一〇日、原告に右再答弁書を送付するとともに、再併せて書面の提出期限を同月一七日と定め、通知したが、原告は、右再答弁書の内容からしてもはや法律専門家の援助を仰ぐほかないと考えるに至り、心当たりの関係者に打診する一方、同月一二日、被告に併せて書面提出期限延長を願ひ、提出して、現在弁護士への依頼を検討し相談中であることを理由に提出期限を七月末日まで延期することを求めた。そのため、被告は、同月一八日、すでに審査申出からかなりの期間が経過しており、それまでの間に弁護士を選任する機会も与えられなかったと考えられるので延期には応じられないとする意見もあつたが、協議した末に同月二二日までの延期を決して原告に通知したところ、右期限を経過しても原告から再併せて書面の提出がなかったため、本件決定を行つた。

三 以上の事実関係に基づいて、本件審査手続における違法性の有無を検討する。

1 まず原告は、被告が、原告の意見を聴取せず一方的に口頭審査の期日指定したことを非難するが、期日指定の際に、その出席の機会を實質的に保障するため審査申出人の意見を予め聴取した方が望ましいとはいえるが、簡易迅速な権利救済を図る法の趣旨や、審査手続には審査申出人のほかにもその代理人又は総代理人なども関与できるとされていること（前記郡山市条例六条三、四項）などを考えると、一方的な期日指定をもって直ちに違法とすることはできない。また、原告は、被告が市長に答弁書の提出を求める以前に期日指定を行つたことも本件審査手続の瑕疵として主張する。しかし、前掲の郡山市条例による審査申出人は、口頭審査に出席して意見を述べることができ（九条一項）、委員会は、口頭審査を行う場合においては、そのつど、文書又はその他の方法で口頭審査の時及び場所を審査申出人及び市長に通知しなければならず（同条二項）、審査に際

して必要があるとして認められる場合には、関係者相互の対質を求めるとがで
(同条三項)、関係者(同条四項)、審査申出人(同条六項)、口頭審理(同条七項)と定めてお
提出を許すこと(同条八項)を以て、審査申出人(同条九項)と定めてお
口頭審理を完了する機会を与えなければならない(同条十項)としてお
書を提出しなればならない(同条十一項)としてお
ける口頭審理では、審理期日(同条十二項)と定めてお
張及び立証を行なうこと(同条十三項)と定めてお
は予定してない。なるほど、前示(同条十四項)と定めてお
務があると解せられること(同条十五項)と定めてお
の提出を求め、これを審査申出人(同条十六項)に送付するこ
や根拠等の情報を開示して、その不服事由を具体的に特定さ
日にその主張をさせるといふ手順の方が、口頭審理を第一回
とができること(同条十七項)と定めてお
より望ましい口頭審理手続のあり方(同条十八項)と定めてお
審理運営のあり方(同条十九項)と定めてお
されるので、被告(同条二十項)に於いて、第一回期日(同条二十一項)で
し、これに對して審査申出人(同条二十二項)から質疑を行うこ
で本格的な弁論(同条二十三項)を行なうこと(同条二十四項)と定めてお
ことなく第一回期日を指定した(同条二十五項)として、その裁量
ず、このような運用をもつて直ちに違法とするこ
以上のおり、被告の口頭審理に関する手続運営について違法は認められず、加え
て前示の認定事実によれば、原告は、結局、自己の都合をもつて口頭審理期日に自
ら出席できないために、書面審理への変更を申し立てたといふのであるから、本
件において、被告が口頭審理の機会を實質的に奪ったとは認められない。よ
2 さらに、原告は、被告が再弁論(同条二十六項)を提出する期限の延期を認めないこと
告の弁論(同条二十七項)の機会を實質的に奪ったと主張する。しかし、前示の事実
告は、原告の右申立を受けて五日間の延期を認め、再答弁書を送付してからの構
都合十二日間の猶予を与えていること(同条二十八項)と定めてお
造に照らして、なおも弁論(同条二十九項)を行なうことができる機会があるこ
弁論(同条三十項)の機会を失わせると評価できるほどに不当に短い期間である
加えて、被告は、それまでも審査申出の機会を最大限に尊重する立場なら、予
定されていた口頭審理の期日を一度延期し、さらに審理方式の変更を認め
告の審査申出の利益に配慮してきた経過があり、以上の事情から考えても、原告
求めた七月末日までの延期を認めなかったこと(同条三十一項)によつて、原告
質的に奪ったと評価することはできない、といふべきである。
3 以上のおりであるから、本件審査手続が違法であるとの原告の主張は理由が
ない。
四 次に、本件審査手続における審理不尽の違法の存否について判断するに、原告
は、市長の答弁書には評価の具体的な根拠や資料を示していなかったにもか
ず、評価の算定資料等を取り寄せたこと(同条三十二項)と定めてお
する。そこで、本件審査手続の経過をみると、前示の認定事実によれば、原告
当該土地の評価が前基準年度に比較して高額に過ぎる理由で審査の申出を行
い、これに應じて市長が、固定資産評価基準に従つて算出した過程を算式を交
ながら明示した答弁書が提出されたので、弁論(同条三十三項)をもつて、地価公
税路線価などと比較して固定資産税評価額の上昇率が著しいと具体的に数字を
ながらその不当性を強く主張したが、市長から再答弁書をもつて、地価公
は各々の制度により目的や調査時点が異なるため、固定資産評価額の上昇率と一
するものでなく、また単年度だけの上昇率の比較は失当であると反駁され、これ
に対する再弁論(同条三十四項)を期限までに行わなかったため、被告が審理を
に至ったといふのである。そうすると、被告は、市長から評価の根拠とした資
を取り寄せることなく審理を終結しているが、市長が提出した答弁書と再答
内容をみると、評価が高額に過ぎるとの原告の主張に對して、比準した標準宅地
選定及びその価格の決定に関する説明が決して十分ではないと考へられるので、
の点について市長に補充説明を促さなかった被告の手続運営のあり方にま
題はなかったとはいえず、被告が原告に對する了知措置義務を尽くしたとい
どうかは疑問の余地がないとはいへないが、それでも、前示のおり固定資産
手続は、行政救済手続なのであつて必ずしも民事訴訟と同様の厳格な手続によ

要はないから、右の点を斟酌しても、再弁ばく書の提出期限の経過時点における原告の主張では、市長の答弁する固定資産評価基準に従った算出過程について合理性を疑わしめるに至らなかったと認められるので、さらに資料の提出を求めずに判断しても直ちに違法とは認められない。

したがって、審理不尽による違法との主張も理由がない。

五 以上のとおり、原告の主張する違法事由はいずれも認められないので、原告の請求は理由がない。

第四 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

(裁判官 木原幹郎 林 美穂 石垣陽介)

別紙物件目録(省略)